

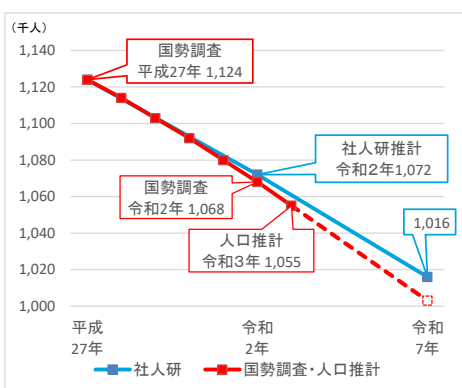
第2章 本県の福祉を取り巻く状況

1 人口減少、少子高齢化の進行

(1) 人口減少

人口増減は、出生数と死亡数の差である「自然動態」と、転入者数と転出者数の差である「社会動態」の2つの要因によりますが、近年の本県人口は、その双方の要因（出生数の減少、死亡数の増加及び社会減）による人口減少が続いています。また、国勢調査人口は、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」と言う。)で公表している「将来推計人口」を下回って推移しており、減少スピードが想定より速まっています。(図1)

図1 国勢調査・推計人口の推移(平成27年～令和7年)



※ 社人研の推計人口と国勢調査人口を比較すると、社人研の推計人口では令和2年が約1,072千人なのに対し、国勢調査人口は約1,068千人となり、実績値で約4千人下回っています。

また、直近の人口を示す、総務省「人口推計」でみた場合でも、社人研の推計値よりも下回って推移しています。

※平成27年、令和2年は総務省統計局「国勢調査」

※5年に一度の国勢調査間の推計人口は総務省統計局「人口推計」

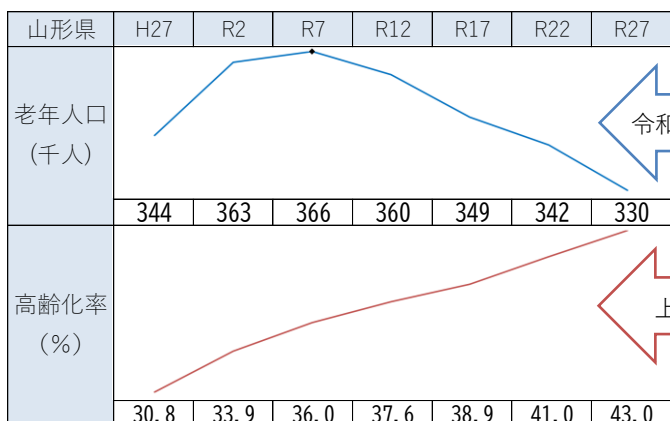
※社人研推計人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H30(2018)年3月推計)」

(2) 少子高齢化の進行

○老年人口・高齢化率

社人研の推計によると、「団塊の世代」が75歳に達する令和7年に本県の老年人口(65歳以上)はピーク(約366千人)を迎え、以降減少していくと推計されています。一方、高齢化率は少子化の進行と生産年齢人口の減少により上昇を続け、令和27年には43.0%になると推計されています。

図2 老年人口・高齢化率の推移(平成27年度～令和27年度)



令和7年がピーク

上昇を続ける



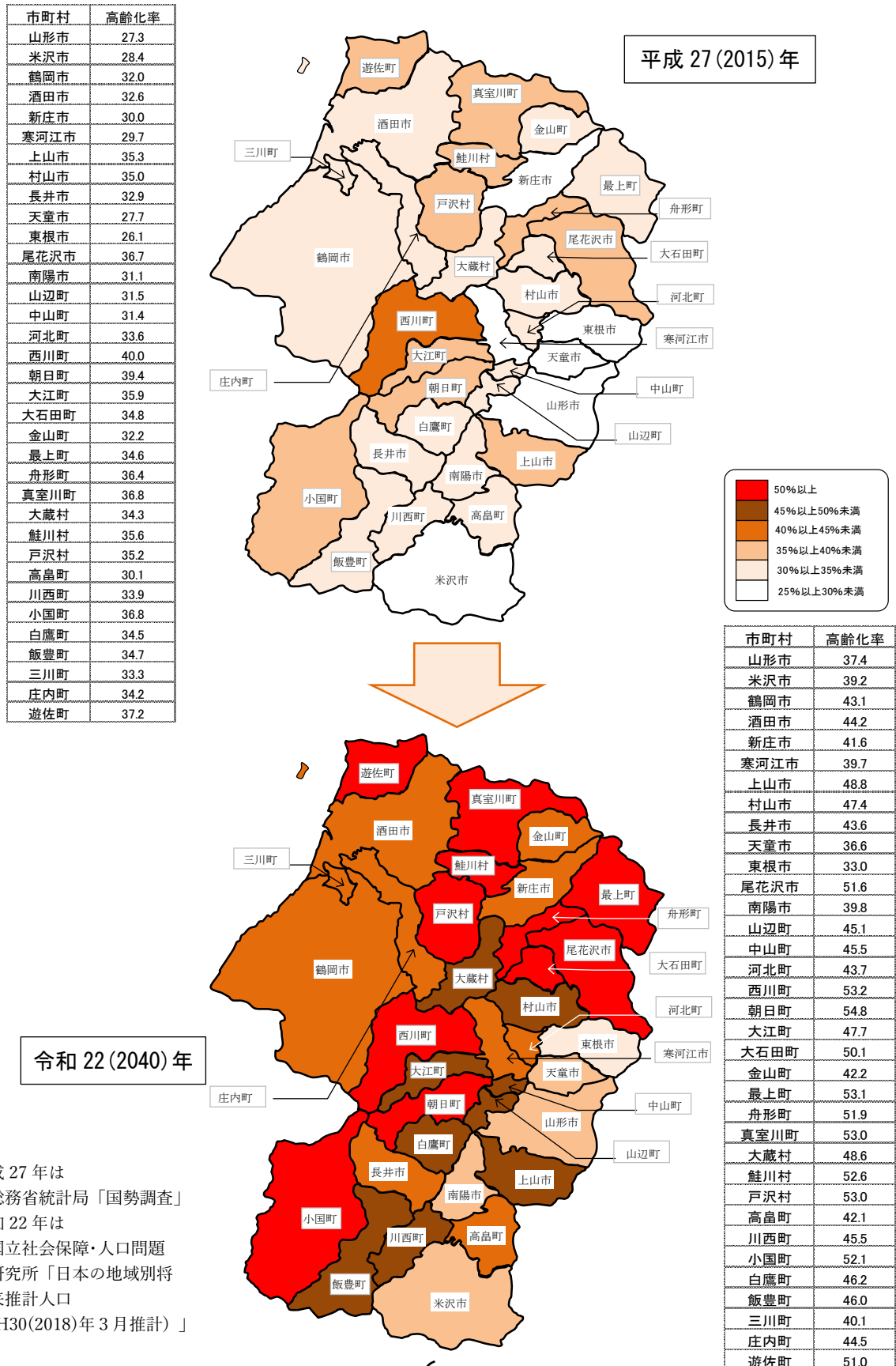
※平成27年は総務省統計局「国勢調査」

※令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口((H30(2018)年3月推計)」

※「団塊の世代」…第一次ベビーブームとされる昭和22年から24年に生まれた世代

なお、高齢化率の変遷を市町村別にみると、平成 27 年の時点では、高齢化率が 40%以上なのは西川町のみであるのに対し、令和 22 年の時点では、東根市を除いた 34 市町村が 35%以上となり、うち 11 市町村では 50%以上となる見込みです。

図 3 市町村における高齢化率の変遷(平成 27 年・令和 22 年)



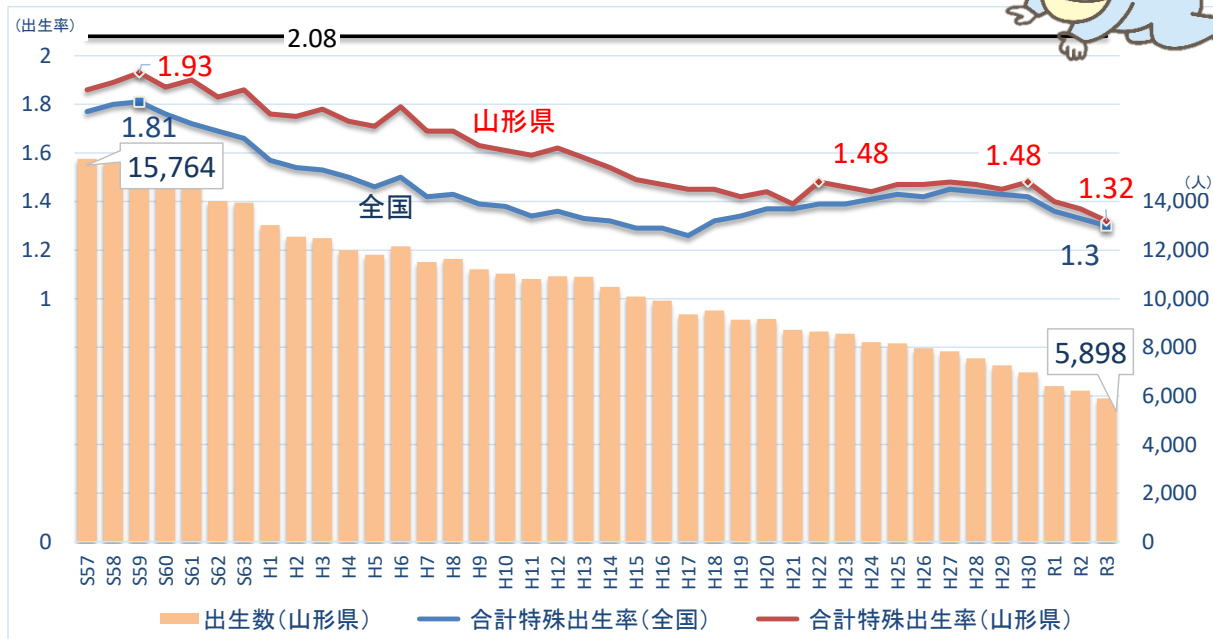
○合計特殊出生率

本県の合計特殊出生率は、全国値を上回って推移してきていますが、昭和57年以降の推移をしてみると、上昇した年もありますが、全体として減少傾向にあります。

なお、出生数はほぼ一貫して減少傾向であり、15～49歳の女性人口の減少や未婚率の増加等が要因と考えられます。



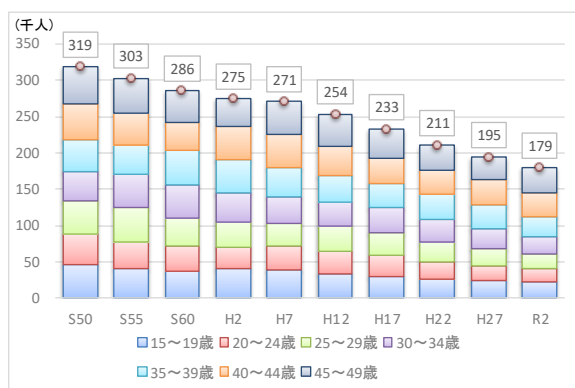
図4 合計特殊出生率、出生数の推移(昭和57年～令和3年)



※合計特殊出生率 … 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、1人の女性が一生の間に産む子どもの平均数を表す。人口を維持していくには、2.08が必要な値とされている。

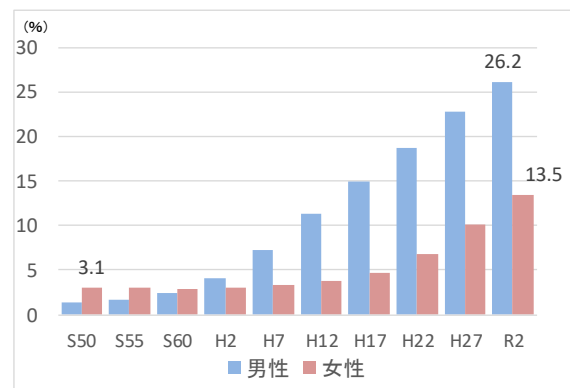
※厚生労働省「人口動態統計」

図5 15～49歳の女性人口の推移
(山形県、昭和50年～令和2年)



※総務省統計局「国勢調査」

図6 50歳時未婚率の推移
(山形県、昭和50年～令和2年)



※総務省統計局「国勢調査」

○年少人口

本県の年少人口(0～14歳)は、平成27年では約13万6千人、県人口に占める割合は12.1%となっていますが、令和17年には10万人を割り込み、令和27年には約7.4万人(9.6%)まで減少する見込みとなっています。

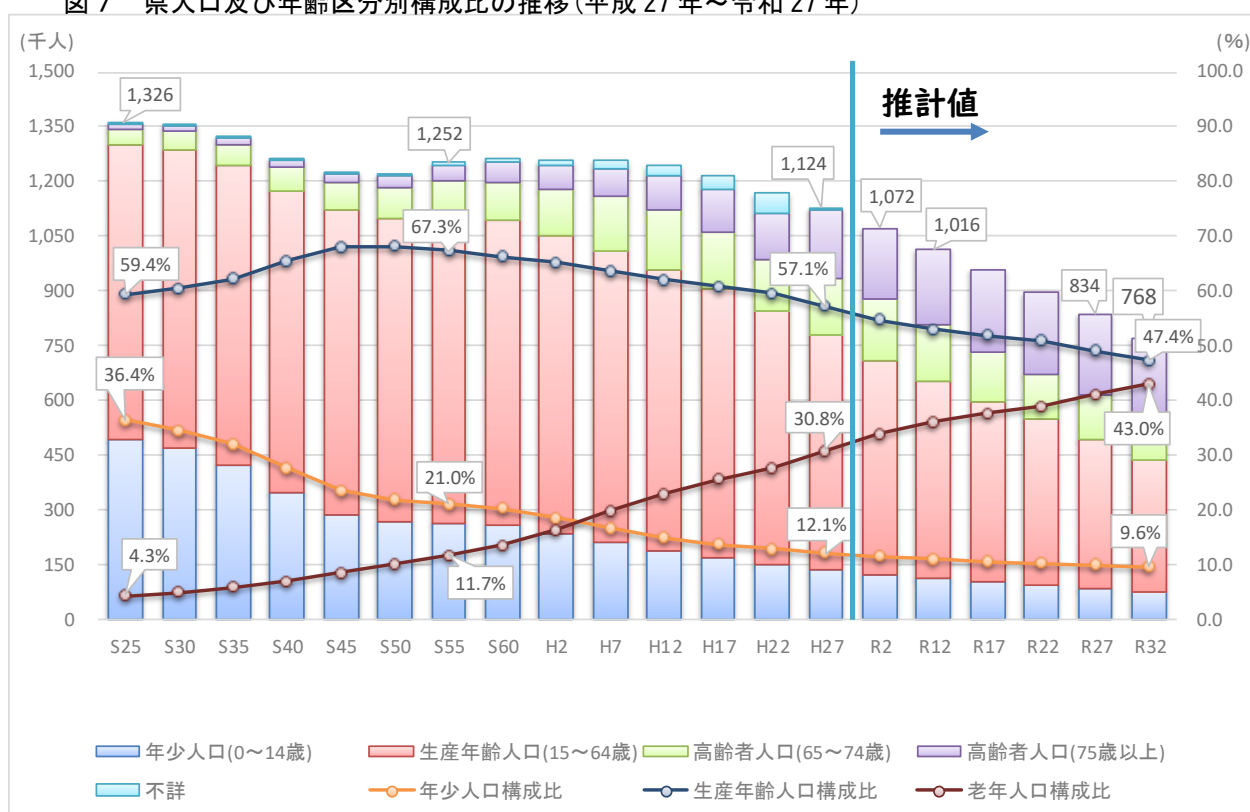
表 1 年少人口・年少人口割合の推移(平成27年～令和27年)

	H27 2015	R2 2020	R7 2025	R12 2030	R17 2035	R22 2040	R27 2045
年少人口(人)	135,984	123,142	111,246	101,147	91,199	82,468	73,952
年少人口割合(%)	12.1	11.5	11.0	10.6	10.2	9.9	9.6

※平成27年は総務省統計局「国勢調査」

※令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H30(2018)年3月推計)」

図 7 県人口及び年齢区分別構成比の推移(平成27年～令和27年)



※平成27年までは総務省統計局「国勢調査」

※令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H30(2018)年3月推計)」

2 世帯類型の変容

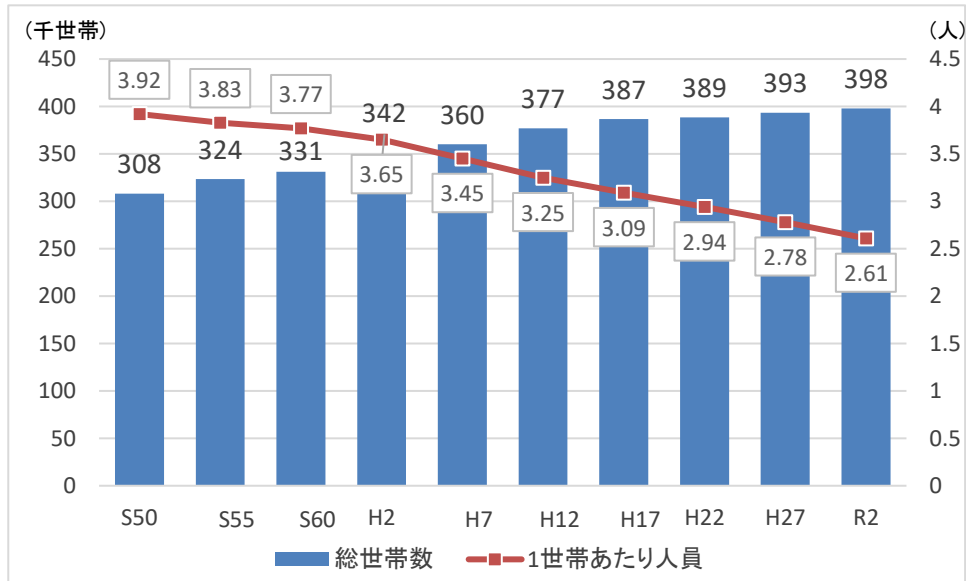
(1) 世帯規模の縮小

人口が減少している一方で、本県の世帯数は一貫して増加しており、令和2年時点で398,015世帯となっています。

世帯の種類別では、総世帯数から施設等の世帯を除いた「一般世帯」が396,792世帯(世帯人員1,035,323人)、施設等の世帯が1,223世帯となっています。

1世帯あたりの人員は2.61人で、前回調査(2.78人)より0.17人減少しました。昭和55年調査から9回連続で全国1位となっていますが、世帯規模の縮小が続いています。

図8 総世帯数・1世帯あたり人員の推移(昭和50年～令和2年)



※総務省統計局「国勢調査」

(2) 世帯の家族類型の変化

本県の特徴である3世代同居率(令和2年・13.9%)は集計が始まった平成12年調査から5回連続で全国1位ですが、世帯数自体は減少しています。一方、「核家族世帯」や「単独世帯」は増加傾向にあり、「核家族世帯」は令和2年調査では全体の5割を超えています。

表2 世帯の家族類型別一般世帯数の推移(平成12年～令和2年)

世帯の家族類型	H12年		H17年		H22年		H27年		R2年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
総数	376,219	-	385,416	-	387,682	-	392,288	-	396,792	-
A 親族のみの世帯	299,663	79.7	300,057	77.9	295,614	76.3	289,508	73.9	280,814	70.8
I 核家族世帯	171,947	45.7	180,063	46.7	187,201	48.3	195,520	49.9	202,342	51.0
(1) 夫婦のみの世帯	58,761	15.6	63,254	16.4	66,170	17.1	70,264	17.9	75,330	19.0
(2) 夫婦と子供から成る世帯	87,952	23.4	87,419	22.7	87,556	22.6	89,045	22.7	89,321	22.5
(3) 男親と子供から成る世帯	3,446	0.9	4,021	1.0	4,805	1.2	5,316	1.4	5,814	1.5
(4) 女親と子供から成る世帯	21,788	5.8	25,369	6.6	28,670	7.4	30,895	7.9	31,877	8.0
II 核家族以外の世帯	127,716	33.9	119,994	31.1	108,413	28.0	93,988	24.0	78,472	19.8
B 非親族を含む世帯	1,387	0.4	1,316	0.3	2,185	0.6	2,357	0.6	2,828	0.7
C 単独世帯	75,169	20.0	84,043	21.8	89,817	23.2	100,012	25.5	112,791	28.5
(再掲)3世代世帯	105,839	28.1	96,010	24.9	83,328	21.5	69,751	17.8	55,238	13.9

※総務省統計局「国勢調査」

(3) 高齢者世帯

令和2年時点で65歳以上の世帯員がいる一般世帯は219,080世帯で、一般世帯総数(396,792世帯)に占める割合は55.2%※と上昇傾向にあります。一方、「3世代世帯」は51,724世帯で前回調査に比べ12,088世帯(18.9%)減少しました。

※一般世帯のうち、65歳以上の高齢者がいる割合は全国第2位。

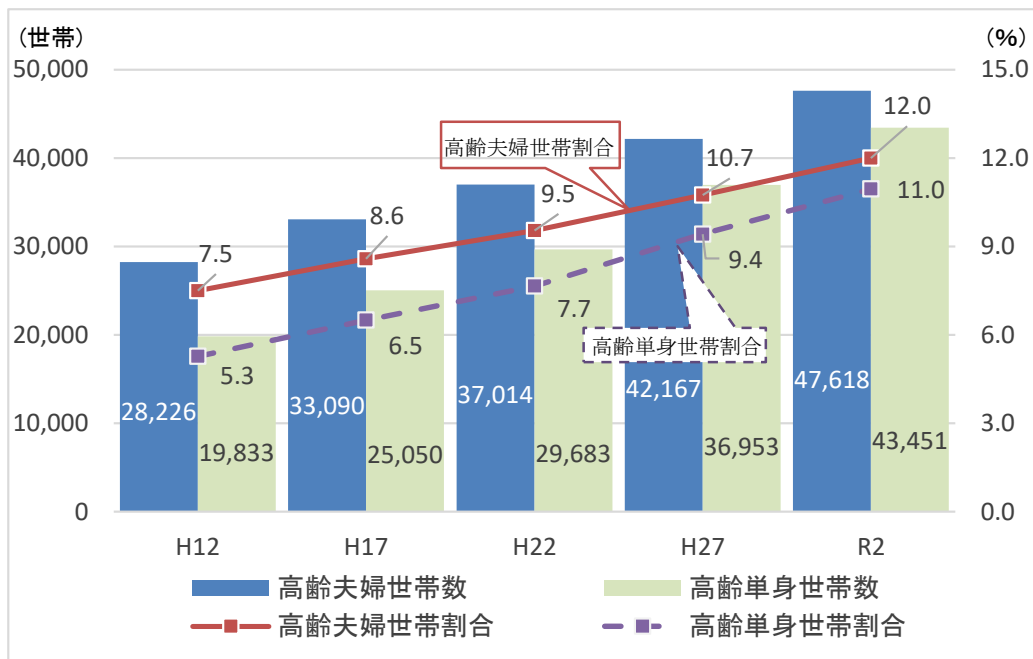
(全国第1位：秋田県57.5%)

表3 65歳以上の世帯員がいる世帯の家族類型別一般世帯数の推移(平成12年～令和2年)

世帯の家族類型	H12年		H17年		H22年		H27年		R2年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
総数(一般世帯)	376,219	-	385,416	-	387,682	-	392,288	-	396,792	-
総数(65歳以上一般世帯)	187,264	49.8	199,193	51.7	205,215	52.9	214,421	54.7	219,080	55.2
A 親族のみの世帯	166,876	89.1	173,652	87.2	174,837	85.2	176,611	82.4	174,614	79.7
I 核家族世帯	56,659	30.3	67,659	34.0	78,077	38.0	90,926	42.4	101,701	46.4
(1) 夫婦のみの世帯	29,993	16.0	34,695	17.4	38,575	18.8	44,284	20.7	49,831	22.7
(2) 夫婦と子供から成る世帯	14,941	8.0	18,042	9.1	21,119	10.3	25,314	11.8	28,023	12.8
(3) 男親と子供から成る世帯	1,725	0.9	2,340	1.2	3,035	1.5	3,602	1.7	4,240	1.9
(4) 女親と子供から成る世帯	10,000	5.3	12,582	6.3	15,348	7.5	17,726	8.3	19,607	8.9
II 核家族以外の世帯	110,217	58.9	105,993	53.2	96,760	47.2	85,685	40.0	72,913	33.3
B 非親族を含む世帯	555	0.3	491	0.2	695	0.3	857	0.4	1,015	0.5
C 単独世帯	19,833	10.6	25,050	12.6	29,683	14.5	36,953	17.2	43,451	19.8
(再掲)3世代世帯	91,823	49.0	85,221	42.8	74,536	36.3	63,812	29.8	51,724	23.6
(再掲)夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯	28,226	15.1	33,090	16.6	37,014	18.0	42,167	19.7	47,618	21.7

※総務省統計局「国勢調査」

図9 高齢夫婦世帯・高齢単身世帯の推移(平成12年～令和2年)



※総務省統計局「国勢調査」

3 福祉サービスの提供を必要とする要支援者の増加等

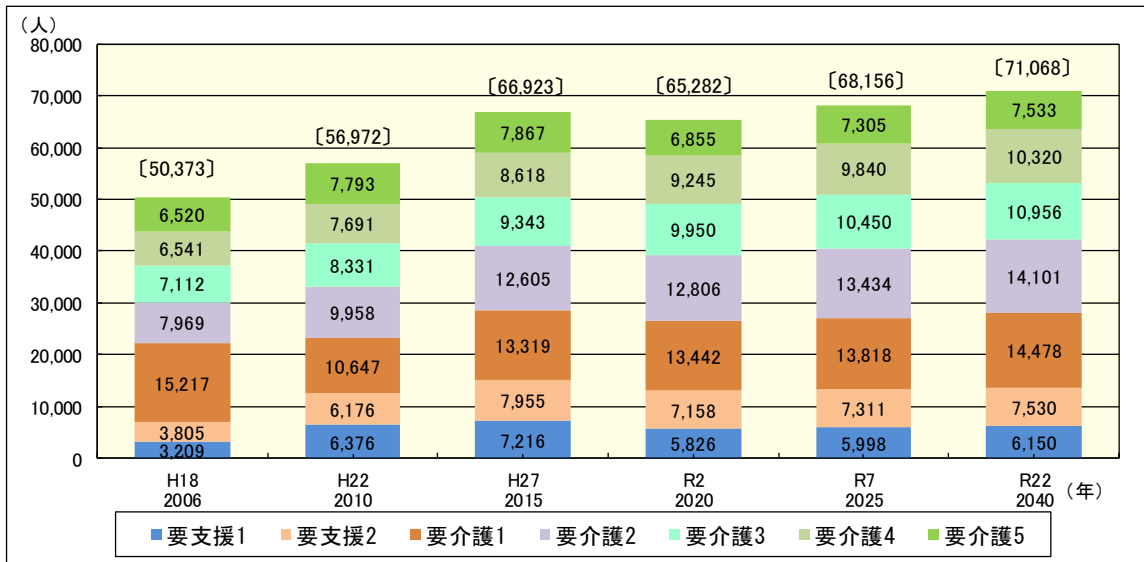
(1) 要支援者の状況（高齢者、障がい者、生活保護世帯）

高齢者に係る要介護認定者数は、高齢化の進行に伴って増加傾向にあり、推計では令和22年の時点で約71,000人になると想定されています。

障がい者に関する状況では、身体障害者手帳所持者は減少傾向にある一方、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加傾向にあります。

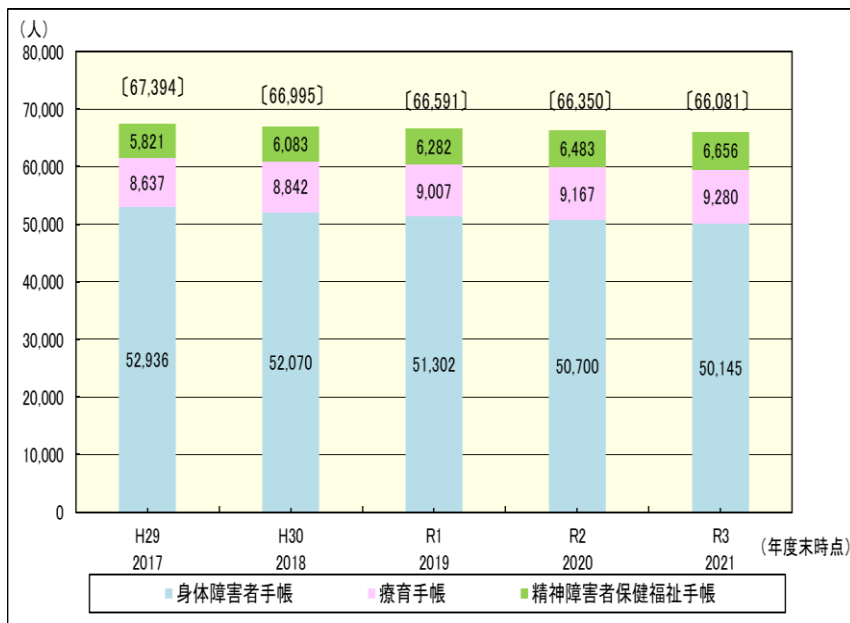
生活保護における世帯類型別の保護世帯数の推移を見ると、最近では保護世帯数全体が横ばいの中で、高齢者世帯は増加傾向にあり、令和4年9月時点では全体の約56%を占めています。

図 10 要介護認定者の推移・推計(平成12年～)



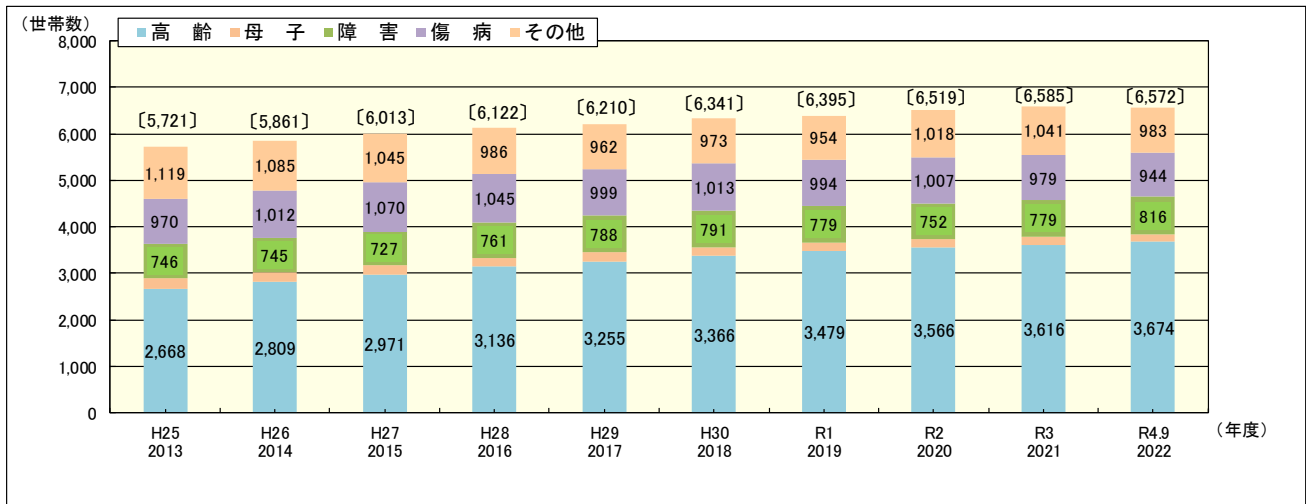
※県高齢者支援課「やまがた長寿安心プラン」

図 11 各障がい者手帳の発行状況(平成29年度～令和3年度)



※県障がい福祉課資料

図 12 生活保護における世帯類型別世帯数の推移(平成 25 年度～令和 4 年度)



※県地域福祉推進課調べ

(2) ヤングケアラーの状況

ヤングケアラーには法令上の定義はありませんが、厚生労働省では「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども」とし、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあるとしています。

同省の調査（令和 2 年）では、回答した中学 2 年生の 17 人に 1 人が「世話をしている家族がいる」と回答しています。また、県で市町村に確認したところ、令和 4 年 11 月時点で 59 人がヤングケアラーとして把握されています。

支援にあたっては、ヤングケアラーへの理解をより深め、学校生活や家庭等、地域の様々な場面で早期にその存在に気づき、状況に応じた適切な支援機関につないでいく必要があります。

(3) ひきこもり者の状況

平成 30 年度の内閣府の調査では、自宅に半年以上閉じこもっている 40～64 歳の「ひきこもり」の方が、全国で推計 61.3 万人（同年代人口の約 1.45%）いるとの結果でした。平成 27 年度に実施した 15～39 歳の推計 54.1 万人（同 1.57%）も踏まえると、総数は 100 万人を超えると見込まれています。

本県では、平成 25 年度と平成 30 年度に、長期にわたるひきこもりなど、社会生活に参加するうえで困難を有する若者の状況について調査を実施したところ、それぞれ 1,607 人（県人口全体の 0.14%）、1,429 人（同 0.13%）との結果でした。

新型コロナウイルス感染拡大後の状況は現時点では不明ですが、ひきこもり者に係る対策の一層の充実が必要です。

(4) 福祉サービスを支える人材の状況

介護職員については、現在、入所系、訪問系、通所系を合わせて約2万人の方が県内の介護施設や事業所に勤務していると推計されています。今後の需給推計では、令和7年に3,270人、令和22年には7,271人の人材不足が見込まれています。

また、民生委員・児童委員についても、働くシニア層の増加等を背景に担い手不足の状況にあり、欠員の割合が拡大しています。

図13 介護職員数の推計(平成28年～)

※県高齢者支援課「やまがた長寿安心プラン」

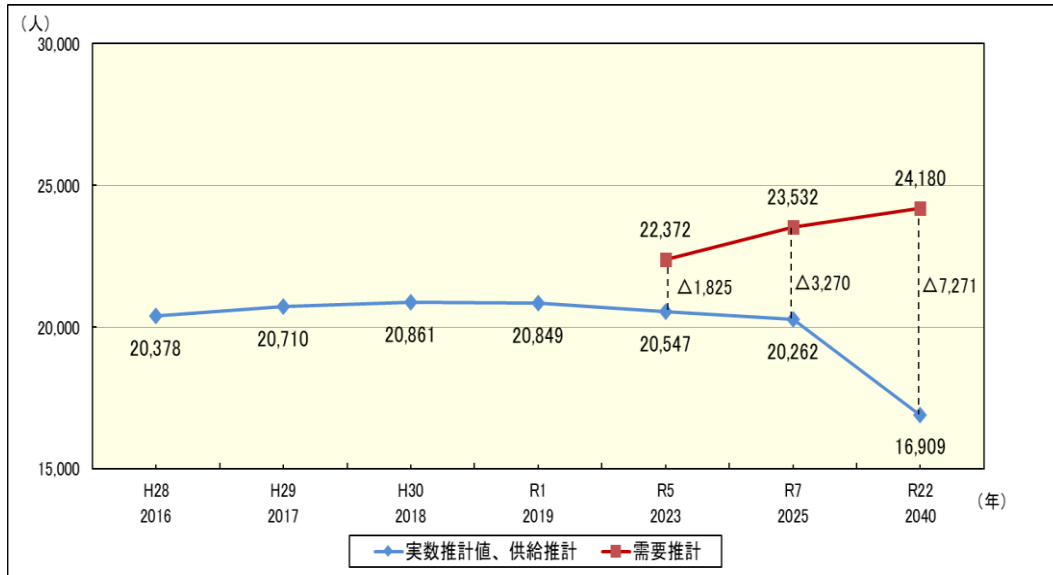


表4 民生委員・児童委員の一斉改選時充足率(委嘱/定数)の推移

	平成28年12月	令和元年12月	令和4年12月
山形県	96.9%	95.1%	93.1%
全国平均	96.3%	95.2%	93.7%

※厚生労働省公表資料

4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響と顕在化した課題等

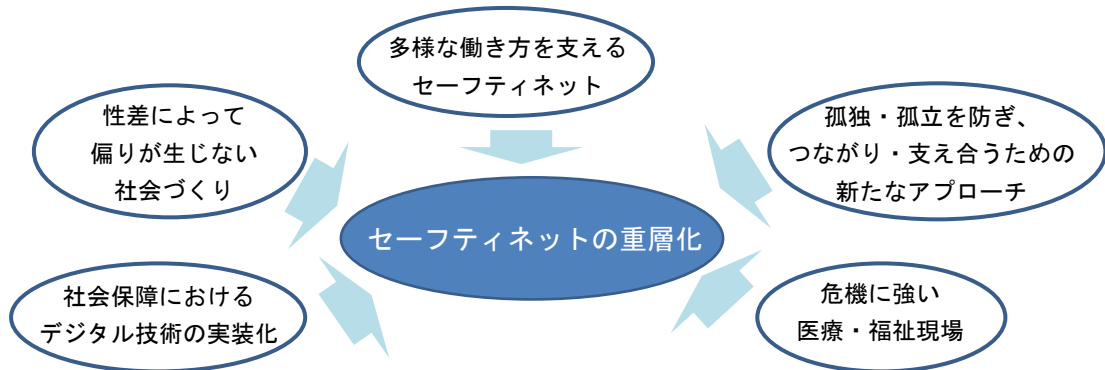
令和2年以降の新型コロナの感染拡大は、国民生活に多大な影響をもたらしましたが、対応の中で今後の課題が見えてきており、地域福祉の推進にあたっては留意していく必要があります。

表5 新型コロナ感染拡大による国民生活への影響（社会保障関係）

項目	影響の内容
仕事・収入への影響	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年4月に休業者が急増（一斉休校、緊急事態宣言）。非正規雇用、特に「女性」や、「宿泊・飲食業」、「生活関連サービス・娯楽業」等特定の業種で雇用者数が顕著に減少。 ○休業、労働時間いずれも、子育て女性への影響が大きい。 ○これまでにない大規模な個人や世帯に対する経済的支援策を実施（リーマンショック時の支援を大幅に強化）。 ○雇用調整助成金や休業支援金等の雇用維持支援施策により、リーマンショック時に比べ、完全失業率の上昇は抑制。失業の増加が比較的抑えられ、被保護世帯の増加はリーマンショック時に比べ抑制（令和3年3月時点）。
働き方の変化と家庭生活への影響	<ul style="list-style-type: none"> ○就業者の約3分の1がテレワークを経験。正規雇用と非正規雇用で利用に格差。 ○自粛生活により家事・育児時間の絶対量が増加し、女性の負担が相対的に増加。男性はテレワークにより軽減された時間を充て、女性は余暇を削って対応。
自粛生活の影響	<ul style="list-style-type: none"> ○自粛生活により、高齢者の交流機会が減少。認知機能の低下やうつ傾向の増加が懸念。 ○「集う」に代えて、フードパントリー、戸別訪問（アウトリーチ）、オンライン活用など新しい手法での「つながり」が増加。 ○令和2年7月以降、自殺者が増加傾向。特に女性と若者の増加が著しい。 ○自宅で家族と過ごす時間が増加する中で、配偶者からの暴力（DV）の増加が懸念される。 ○令和2年の婚姻件数、妊娠届出数は減少。感染拡大による出生数の減少が懸念される。
日常生活でのオンラインの浸透	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン診療等を実施する医療機関が約17,000か所に。 ○通いの場でオンラインを活用。
医療・福祉現場への影響	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関への受診控えのほか、健診・検診の受診率等が低下。 ○介護サービスでは特に通所系で一時的に大きな影響（利用者減）。

※「令和3年版厚生労働白書（令和3年7月）」より抜粋

図 14 新型コロナ感染拡大により顕在化してきた5つの課題（社会保障関係）



※「令和3年版厚生労働白書（令和3年7月）」より抜粋

新型コロナウイルス感染拡大に対応した福祉施策の例

○生活福祉資金（特例貸付）、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

政府は、令和2年3月から、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により収入が減少した世帯等を対象に生活福祉資金の特例貸付を実施しました。

令和4年9月末で申請受付は終了しましたが、令和5年1月から順次返済が始まる中で、生活が厳しいものの返済免除の対象から外れる世帯等への対応が課題となっています。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金については、生活福祉資金を借り終えた生活困窮世帯等に対し、就労による自立や生活保護の受給に適切につなげるために令和3年7月から支給（例：単身世帯6万円/月）され、令和4年12月末で申請受付を終了しました。

☆生活福祉資金特例貸付の貸付決定件数（本県、令和2年3月～令和4年10月）

8,994件 35億7,053万円

☆新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給実績（同、令和3年7月～）

750件 1億5,622万円 ※令和4年12月末現在

○孤独・孤立対策（令和3年～）

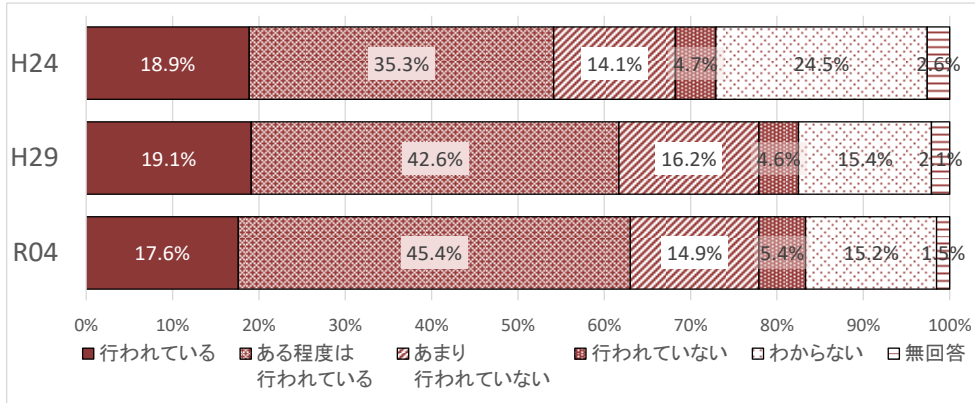
社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルスの感染拡大により人との接触が減り、その状況が長期化することで、孤独・孤立の問題が一層深刻化しており、女性や若者の自殺の増加などは、孤独・孤立の問題も要因の一つと考えられています。

このため、政府は、孤独・孤立対策を政府一体となって推進する体制を整備し、令和3年12月に策定した「孤独・孤立対策の重点計画」を踏まえ、統一的な相談窓口体制の推進などに取り組んでいます。

5 地域における支え合いの状況（県政アンケートの結果から）

県内在住の男女・個人 2,500 人を対象とした「県政アンケート調査」（みらい企画創造部）を実施。地域における支え合いの状況について、以下のとおり回答がありました。

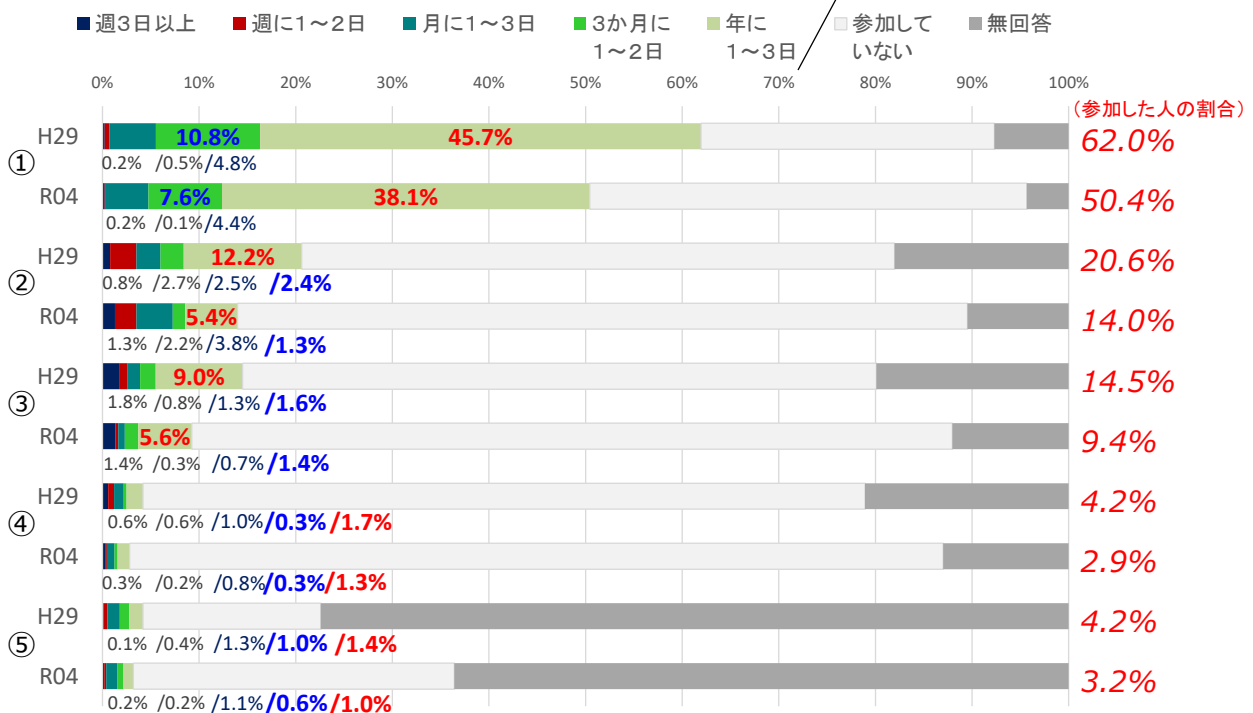
■地域における住民同士の助け合いや支え合い等の活動状況（平成 24 年・平成 29 年・令和 4 年）



▽住民同士の助け合いや支え合い等の活動が行われているかたずねたところ、「ある程度は行われている」が 45.4% で最も割合が高く、次いで「行われている」が 17.6%、「わからない」が 15.2% の順となっている。（R04）

▽「行われている」「ある程度は行われている」を合わせた『行われている』について時系列にみると、上昇傾向にある。H24 54.2% → H29 61.7% → R04 63.0%

■最近 1 年間に参加した活動と頻度（平成 29 年・令和 4 年）



① 清掃活動・草刈り ② 健康づくりのレクリエーション

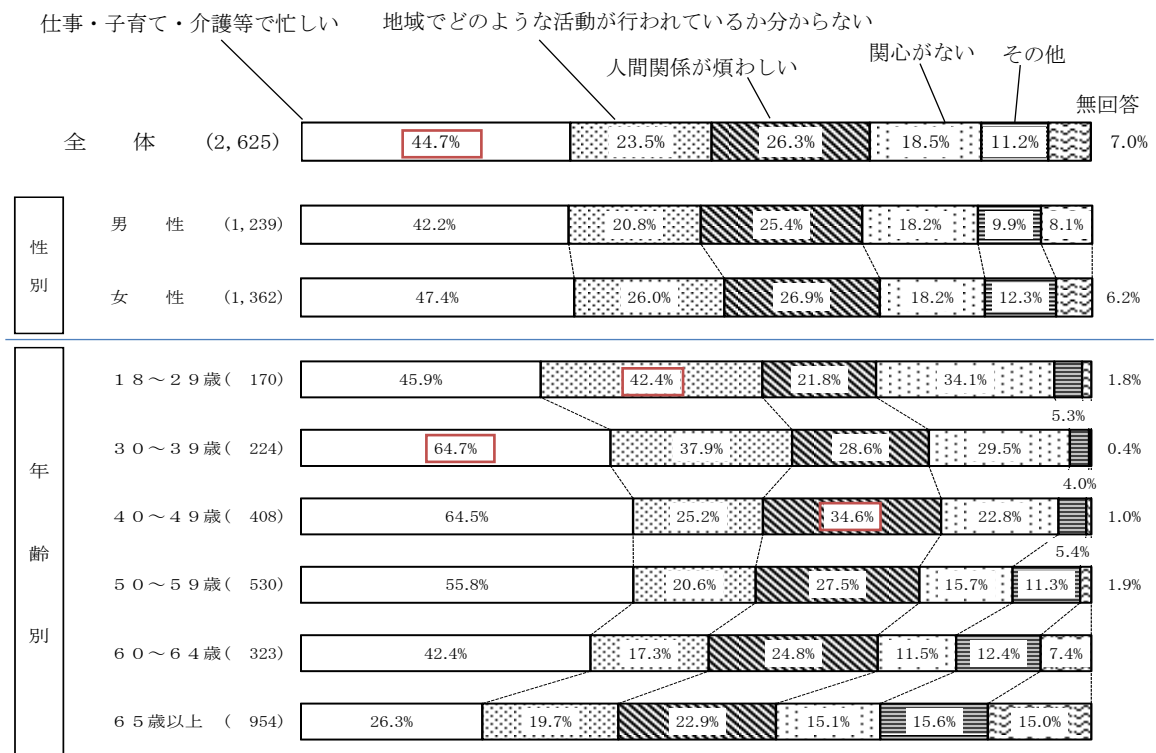
③ 児童の登下校の見守り・防犯パトロール

④ 生活支援（高齢者や障がい者への買い物・通院支援）※家族・親族への支援は除く ⑤ その他

▽最近 1 年間に参加した活動と頻度についてたずねたところ、「週 3 日以上」から「年に 1 ~ 3 日」までを合わせた『参加した』活動では、「清掃活動・草刈り」が 50.4%、「健康づくりのレクリエーション」が 14.0%、「児童の登下校時の見守り・防犯パトロール」が 9.4%、「生活支援」が 2.9% となっている。（R04 調査）

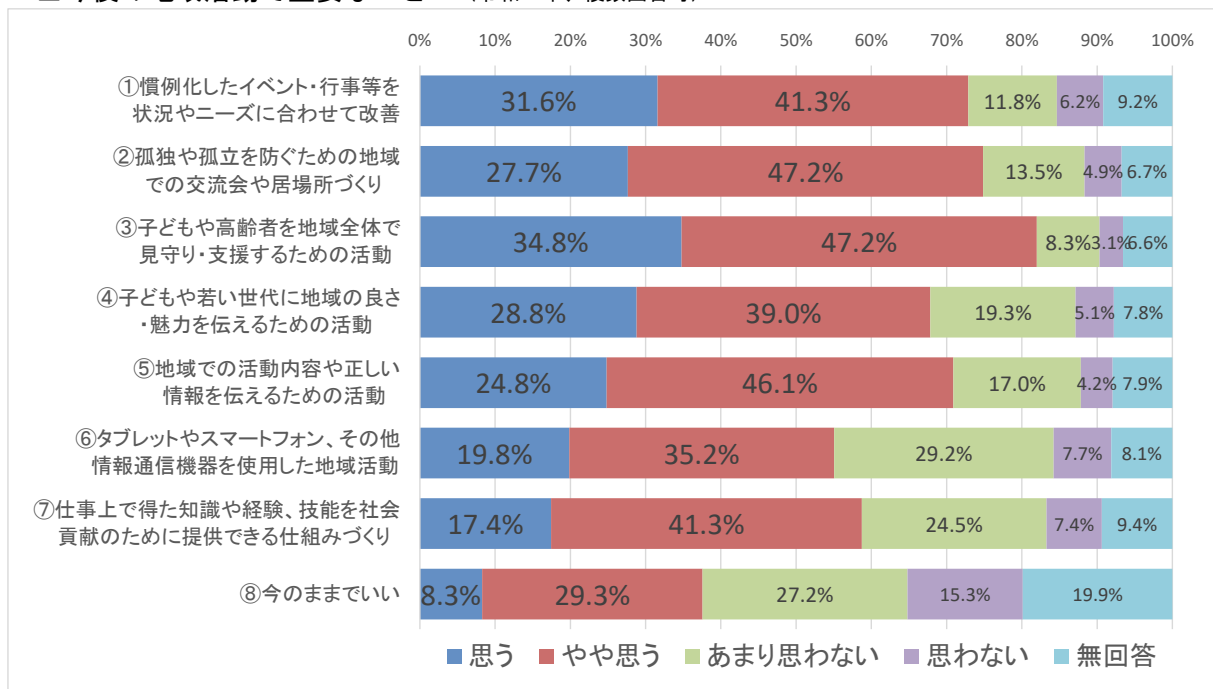
▽全ての項目において前回調査(H29)より割合が減少しているが、コロナ禍の影響も考えられる。

■地域の活動に参加する上で課題となっていること（令和4年、複数回答可）



▽地域の活動に参加する上で課題となっていることについてたずねたところ、「仕事・子育て・介護等で忙しい」は44.7%で最も高く、特に「30～39歳」の割合が高い。「どのような活動が行われているか分からない」では、「18～29歳」で42.4%、「人間関係が煩わしい」では、「40～49歳」で34.6%と割合が高くなっている。

■今後の地域活動で重要なこと（令和4年、複数回答可）



▽「思う」及び「やや思う」の割合が、「子どもや高齢者を地域全体で見守り・支援するための活動」で82.0%、次いで「孤独や孤立を防ぐための地域での交流会や居場所づくり」74.9%、「慣例化したイベント・行事等を状況やニーズに合わせて改善」72.9%の順となっている。「今のままでいい」は37.6%となっている。

6 各分野における最近の制度改正の状況等

(1) 社会福祉関係

令和2年の社会福祉法改正において、第4条第1項に「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。」と新たに規定されました。

地域共生社会：

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる事で、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



出典：厚生労働省

「地域共生社会のポータルサイト」

また、同法において、市町村は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備を求められており、令和3年4月からは、その手法の一つとして「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

(2) 高齢福祉分野

- 令和2年の介護保険法改正（令和3年4月施行）において、地域包括支援センターの役割の強化が盛り込まれました。「8050問題」に代表されるように、地域の問題が複雑化・複合化する中、世代や属性を問わない相談窓口の創設等による支援を可能にする内容となっています。
- 高齢者の就業促進等を目的として、事業主に対する70歳までの就業機会確保の努力義務化等について定めた「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正法が令和3年4月に施行されています。

(3) 障がい福祉分野

- 平成30年4月に施行された改正障害者総合支援法では、「障害者の望む地域生活への支援」、「障害児支援のニーズのきめ細かな対応」、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を柱とした各種支援の充実が図られています。
- 平成28年に施行された障害者差別解消法では、「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮」（障がいのある人から社会の中にあるバリアについて何らかの対応を必要としていると意思を伝えられた時に、可能な限り対応すること）を求められていますが、令和3年の改正により、民間事業者による合理的配慮の提供が「努力義務」から「義務」に変更されることになりました。
- 令和4年5月に、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されています。この法律は、「障害者が健常者と同じ内容の情報を同じ時点で入手できるようにする」ことを基本理念としており、情報のバリアフリー化を目指すものとなっています。

(4) 子ども・子育て分野など

○こども家庭庁の創設、こども基本法の施行（令和5年4月予定）

子どもや若者などが自分らしく健やかに幸せに成長できるように、社会全体で支えていくことが重要であるとして、大人が中心になっていたこの国や社会のかたちを「こどもまんなか」へと変えていく司令塔として、「こども家庭庁」が新たに設置されます。

また、「こどもの権利条約」を遵守し、こども施策を総合的に推進するための「こども基本法」が施行される予定であり、この中では、国や地方公共団体に対し、こども施策の策定等に当たってこどもの意見の反映に係る措置を講ずることが求められています。

○困難な問題を抱える女性支援法の施行（令和6年4月予定）

家庭内暴力（DV）や性被害、貧困など様々な問題を抱える女性への支援を強化することを目的として制定されました。都道府県に対して「女性相談支援センター」の設置を義務づけているほか、民間団体と協働しての居場所の提供などの取組みを通して、問題を抱えながらSOSを出せずにいる女性を見つけ、相談対応や支援に繋げるといったことが盛り込まれました。

(5) 社会福祉法人関係

令和2年の社会福祉法改正により、令和4年4月から「社会福祉連携推進法人制度」が施行されました。

2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組みを通して、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進することができる内容となっています。

(6) デジタル化関係

令和4年6月に、デジタルによる地方活性化を目指す政府方針である「デジタル田園都市国家構想基本方針」が策定され、デジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら地方の社会課題の解決等を図っていく考え方が示されました。

本県では、令和3年3月に「Yamagata 幸せデジタル化構想」を策定しましたが、上記を踏まえ、令和4年10月に構想を改訂しました。構想では、「介護現場へのICT機器の導入」、「ICT機器による在宅高齢者の生活支援」、「介護・障がい福祉サービス事業所等におけるICT・ロボット導入による負担軽減」など、福祉に関わる分野においてもデジタル化を積極的に進めることとしています。